

# 市税等がコンビニで納められるようになりました

問合せ先 税務課収納係 ☎ 22218



## ◎市税等のコンビニ納付について

平成28年4月以降に発行した納付書から、コンビニエンスストア（以下、「コンビニ」と記載）でも納付できるようになりました。

納付書の裏面に記載されているコンビニなら全国どこでも利用できます。

なお、従来どおり、金融機関や郵便局（今年度から静岡、愛知、岐阜及び三重県のみに変更となりました）での窓口納付や口座振替でも納めることができますので、ご都合のよい納付方法をお選びください。

◎納付できる税目  
市県民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

### 次の方法で納めてください

#### ◇取扱金融機関・郵便局

- 窓口納付  
金融機関の窓口にて、納付書により納付してください。  
※ATMでは利用できません。
- 口座振替で納付  
①税務課収納係までご連絡ください。  
②申込用紙をお送りしますので、必要事項をご記入ください。  
③金融機関・郵便局の窓口または税務課収納係へ、申込用紙をお届けください。

#### ◇コンビニエンスストア

- ①バーコードの確認  
納付書にバーコードが印刷されていることを確認してください。
- ②レジで納付  
コンビニのレジにて、納付書により納付してください。  
※クレジットカード等による納付はできません。（現金のみとなります。）  
※30万円を超える納付書は、コンビニでの納付はできません。

## ◎納付にあたってのご注意

コンビニ納付の開始に伴い、納付書の様式が変わりました。これまでは納税通知書と納付書がつづられていましたが、納付書は期別ごと（つづられていない状態）1枚ずつの単票となり、バーコードが印刷されています。納付の際は、記載されている期別や納期限

をお確かめのうえ、お支払いください。

※納期を間違えて納付されますと、督促状が發送される場合がありますのでご注意ください。

## ◎コンビニで納付できない納付書

- ・金額を訂正したもの
- ・納付書1枚の金額が30万円を超えているもの
- ・バーコードが印刷されていないもの

ないもの  
・コンビニでの利用期限を過ぎたもの  
・破損や汚れにより、バーコードが読み取れないもの  
・平成28年4月1日以前に発行されたもの

※このような納付書はコンビニでは納付できませんので、納付書の裏面に記載してあります取扱金融機関等で納付してください。

- 納めていただく前に納付書の期別をご確認ください。
- 納付書が4枚（第1期分から第4期分）入っています

### 封筒に入っている納付書

固定資産税・都市計画税及び市県民税（普通徴収）は、1年分を4期に分けて、お支払いいただきます。（固定資産税・都市計画税の全期全納納付書はなくなりました。）



1期ずつでも、複数期まとめてもお支払いいただけます。



それぞれの納付書の納期限を記載しています。

## 児童手当制度

支給は毎年6月、10月、2月  
子どもの明るい未来をみんなで育もう



### 児童手当制度とは

家庭における生活の安定とともに、次の社会を担う児童の健全な成長に資する制度です。

支給対象  
市内に居住し、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。

### 児童手当の額 （1人あたりの月額）

3歳未満 一律15,000円

3歳以上小学校終了前 10,000円  
（第1子、第2子）

第3子以降は15,000円  
中学生 一律10,000円  
※目安として児童を養育している方の収入が83.3万円以上ある場合、児童1人あたり月額5,000円を支給します（詳細はお問い合わせください）。

※第1子、第2子、第3子等の数え方は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の出生順です。

- ①原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
- ②父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に支給します。
- ③児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。

### 申請は出生や転入から15日以内に

お子さんが生まれ、他の市区町村から転入したときは、福祉事務所社会福祉係で手続きが必要です（公務員の場合は原則勤務先での手続きとなります）。

原則として、申請した月の翌月分から手当を支給します。

### 6月は現況届の提出月 期限は6月30日（木）

もし、手続きが遅れてしまった場合、さかのぼって支給はできませんので、申請は15日以内をお願いします。

6月分以降の児童手当等を受けるには現況届が必要です。対象者には書類を送付しておりますので、ご確認ください。

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（一緒に住んでいるかどうかなど）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

### 現況届に必要な書類

- ①健康保険被保険者証の写し、
- ②印鑑、
- ③平成28年1月1日時点で下田市に住居登録のなかった方は前住所地の市区町村長が発行する所得課税証明書（平成27年分）

問合せ先  
福祉事務所社会福祉係  
☎ 22216

## 6月は食育月間！ 地元の食材を使った美味しいレシピ



～あしたばチャーハン～

材料（2人分）  
ごはん280g、あしたば50g、たまねぎ50g、にんじん50g、ハム20g、卵120g、ごま油12g、しょうゆ6g、マヨネーズ12g、塩1.5g、こしょう0.5g

## 食育ワンポイント

- ・マヨネーズを入れることであしたばの味をまろやかにします。ご飯も油の膜をはってパラパラになります。
- ・茎にも栄養があるので小口切りにして入れることで捨てる部分がなくなります。
- ・チャーハンはラーメンと組み合わせることが多いですが主食が2つになってしまうので付け合わせはサラダなどがおすすめです。
- ・油に溶けるビタミンA・Kがおおいのでごま油、マヨネーズで吸収率UP。ビタミンAは夜間の視力の維持や皮膚・粘膜の健康維持を助けます。

### ～作り方～

- 1 あしたばは細切り（茎は小口切り）、玉ねぎ・にんじんはみじん切りにする
- 2 ごま油で野菜を炒める
- 3 マヨネーズを入れてご飯を加えさらに炒める
- 4 いた卵をいれ全体と炒め、ハムを入れてしょう油・塩・こしょうで味付けする